

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年六月二十一日

奈良県教育委員会教育長 吉田育弘

奈良県教育委員会規則第一号

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許に関する規則（昭和四十三年十月奈良県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

「
教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第五十八号）
改正法

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する
平成十九年

第二条の表中 法律（平成十九年法律第九十八号）

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成二
改正省令

十年文部科学省令第九号）

免許状更新講習規則（平成二十年文部科学省令第十号）
更新講習規

改正法

「
教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第五十八号）
改正法

則

に改める。

「
第三条中「第十六条の二第一項」を「第十六条第一項」に改める。

第四条中「第三項若しくは第六項」を「第二項若しくは第五項」とする。

第十七条から第十九条までを削る。

第二十条中「第二十五号様式」を「第十八号様式」に改め、同条を第十七条とする。

第二十一条を第十八条とする。

第十八号様式から第二十四号様式までを削り、第二十五号様式を第十八号様式とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和四年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際この規則による改正前の教育職員免許に関する規則の規定により現に提出されている申請書(第二十五号様式に限る。)は、この規則による改正後の教育職員免許に関する規則の規定により提出されたものとみなす。

3 この規則の施行の際この規則による改正前の教育職員免許に関する規則の規定により作成されている用紙(第二十五号様式に限る。)で残存するものについては、令和四年七月一日から当分の間、使用することができる。